

平成三十年三月三十日受領  
答弁第一七三号

内閣衆質一九六第一七三号

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員小宮山泰子君提出決裁文書書き換えに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出決裁文書書き換えに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「悪質性に差がある」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの「過去事例」としては、現時点で把握している限りでは、平成十九年に厚生労働省東北厚生局が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求に対し、開示すべき決裁文書について、その記載の一部を削除することや、原本とは異なる文書に差し替えることにより、当該決裁文書の原本とは異なる文書を開示した事例や、平成二十六年に厚生労働省職業能力開発局（当時）が、短期集中特別訓練事業の入札に係る仕様書等について、決裁を終えた後に、決裁権者の了解を得ることなく変更した事例があるが、これらの事例に係る文書は国会には提出されていない。